

令和 3 年度埼玉県一般会計補正予算（第 3 号）案の概要

1 総 括

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域を追加し、同区域内の飲食店等の事業者に対して更なる営業時間短縮等を要請することに伴い、感染防止対策協力金等を措置するため補正予算を編成した。

2 補正予算の規模

一般会計	24億6,903万1千円
（補正後累計）	2兆1,803億8,766万円）

3 内 容

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

- ・ まん延防止等重点措置区域の追加に伴う「埼玉県感染防止対策協力金」等の措置
23億3,272万2千円

追加区域：川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町（13市町）

要請期間：令和3年4月28日から令和3年5月11日まで（14日間）

対 象：追加区域において、期間中、営業時間の短縮及び酒類の提供自粛等に協力した飲食店（バー、カラオケボックス等を含む。）・喫茶店を運営する事業者

営業時間等：午前5時から午後8時まで（酒類の提供自粛等は終日）

支 給 額：飲食店等の売上高に応じ、1店舗当たり日額4万円から10万円又は飲食店等の売上高減少額に応じ、1店舗当たり日額最大20万円

- ・ 営業時間短縮要請等に係る働きかけ活動の推進 1億3,630万9千円

4 財 源

国庫支出金